

第70回 定時株主総会 招集ご通知

toho
株式会社 トーホー

- ・株主総会資料の電子提供制度が施行されておりますが、当社は書面交付請求の有無にかかわらず、株主の皆様に対して従来どおり一律に本招集ご通知を書面にてお送りしております。
- ・体調がすぐれないなど健康に不安を感じられる方におかれましては、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。
- ・本株主総会における感染拡大防止対応を以下の当社ウェブサイトに掲載しておりますのでご確認ください。
<https://www.to-ho.co.jp/ir/meeting.html>

日時

2023年4月25日(火曜日) 午前10時
(開場 午前9時15分)

場所

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」
(末尾の「株主総会 会場ご案内略図」をご参照ください。)

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役9名選任の件
- 第3号議案 監査役2名選任の件

目次

招集ご通知	P. 1
株主総会参考書類	P. 4
事業報告	P. 18
連結計算書類	P. 48
計算書類	P. 50
監査報告書	P. 52
ご参考	P. 58

株主の皆様へ

株主の皆様には、日頃よりひとかたならぬご愛顧とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。
当社第70回定時株主総会を2023年4月25日(火曜日)に開催いたしますので、招集ご通知をお届けいたします。

2023年1月期は新型コロナウイルス感染症の影響が残っていたものの、行動制限の解除以降はウィズコロナに向けた動きが徐々に浸透し、経済・社会活動の正常化に向けた動きが進みました。その結果、主要顧客である外食産業への人流も回復し、当社グループの業績も大幅に好転いたしました。現在進行している2024年1月期は、原材料・エネルギー価格の高騰や円安の継続など不透明な状況が続いておりますが、第8次中期経営計画「SHIFT UP 2023」の最終年度として、業績の回復を確固たるものとする事で、さらなる企業価値向上に努めてまいります。



株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

代表取締役社長 古賀裕之

トーホーグループの経営理念

食を通して社会に貢献する

トーホーグループは、戦後まもない1947年、食糧難の時代に「食の流通を通して社会を豊かにしたい」という想いで創業いたしました。

経営理念には、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」に配慮し、「食」に関するあらゆるシーンを支えながら、新たな食の価値を創造し、社会に貢献していくという想いが込められております。

私たちは、グループ各社の専門性と総合力を活かして、「美味しさ」そして「安心・安全、健康、環境」を基本に、「健康で潤いのある食文化に貢献する」ことで、社会から信頼され必要とされる企業グループを目指しております。

証券コード 8142
 (発送日)2023年4月6日
 (電子提供措置の開始日)2023年4月1日
 神戸市東灘区向洋町西5丁目9番

株式会社 **トーホー**

代表取締役社長 古賀裕之

株 主 各 位

第70回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第70回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトにて電子提供措置事項を掲載しております。



当社ウェブサイト <https://www.to-ho.co.jp/ir/meeting.html>

また、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所(東証)のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)にアクセスして、銘柄名(会社名)または証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。



東証ウェブサイト(東証上場会社情報サービス)

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

なお、当日ご出席されない場合は、書面(郵送)またはインターネット等による議決権の事前行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。(2～3ページご参照)

敬 具

記

1. 日 時 2023年4月25日(火曜日)午前10時(開場 午前9時15分)
2. 場 所 神戸市中央区港島中町6丁目10番地1
神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」
(末尾の「株主総会 会場ご案内略図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報告事項
 1. 第70期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第70期(2022年2月1日から2023年1月31日まで)計算書類報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
 第2号議案 取締役9名選任の件
 第3号議案 監査役2名選任の件

以 上

議決権の行使等についてのご案内

下記のいずれかの方法にて議決権の行使をお願いいたします。

株主総会に
出席する場合



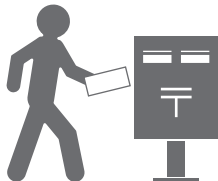
株主総会開催日時 2023年4月25日(火曜日)午前10時

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

※開会直前には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申し上げます。

※議決権を行使することができる株主様以外の方(株主でない代理人の方など)はご入場いただけませんのでご注意ください。

株主総会に出席されない場合



》議決権行使書の郵送

行使期限

2023年4月24日(月曜日)午後6時到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返送ください。

》インターネット等による行使



行使期限

2023年4月24日(月曜日)午後6時まで

議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしていただき、画面の案内に従い賛否をご入力ください。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

ご注意

- 議決権行使書面の賛否の欄に記載がない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 書面とインターネット等により、重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、パソコン・スマートフォンによって複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

・本招集ご通知に際しまして、株主様へご送付している書面には、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトおよび東証ウェブサイトに掲載しておりますので、下記の事項を記載しておりません。従って、当該書面は監査報告を作成するに際し、会計監査人および監査役が監査をした書類の一部であります。

①連結計算書類の連結株主資本等変動計算書および連結注記表

②計算書類の株主資本等変動計算書および個別注記表

・電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトにて修正内容を掲載させていただきます。

》インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等による議決権行使は、当社の指定する議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。



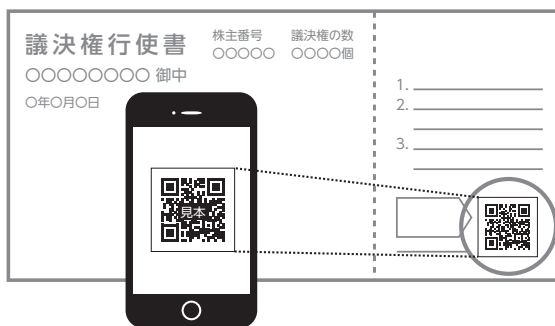
行使期限

2023年4月24日(月曜日)午後6時まで

議決権行使ウェブサイトアドレス

<https://www.web54.net>

「スマート行使」による方法



同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取っていただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

「スマート行使」による議決権行使は1回限りです。
再度行使される場合には、議決権行使コード・パスワードの入力が必要です。

※議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金(接続料金等)は、株主様のご負担となります。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

アクセス手順について

議決権行使ウェブサイトへアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリックし、以降は画面の案内に従って議案の賛否をご入力ください。

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、[ログイン]ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載してあります。
(電子メールにより招集ご通知を受領されている株主様の場合は、招集ご通知電子メール本文に記載しております)

議決権行使コード

インターネット等による議決権行使に関するお問い合わせ

インターネット等による議決権行使に関して、ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行証券代行ウェブサポート

☎ 0120-652-031 [受付時間 (午前9時～午後9時)]

機関投資家の皆様は、株式会社ICJの運営する「議決権行使プラットフォーム」をご利用いただくことが可能です。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第70期の期末配当につきましては、配当方針に基づき、今後の事業展開などを勘案いたしまして以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

1. 配当財産の種類
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき25円といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は268,916,075円となります。
3. 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年4月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（8名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役4名を含む取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	取締役会への出席状況
1	こが ひろ ゆき 古 賀 裕 之 再任	代表取締役社長	100% (19回/19回)
2	さとう とし あき 佐 藤 敏 明 再任	取締役常務執行役員	100% (19回/19回)
3	あわだ とし ひろ 淡 田 利 広 再任	取締役執行役員	94.7% (18回/19回)
4	おくの くに はる 奥 野 邦 治 再任	取締役執行役員	89.5% (17回/19回)
5	どい ひろ みつ 土 井 弘 光 新任	執行役員	—
6	なか い やす ゆき 中 井 康 之 再任 社外 独立	取締役	100% (19回/19回)
7	さとう なお ぶみ 佐 藤 尚 文 再任 社外 独立	取締役	100% (19回/19回)
8	はらだ ひろ し 原 田 比 呂 志 再任 社外 独立	取締役	94.7% (18回/19回)
9	とま り ち え 渡 真 利 千 恵 新任 社外 独立	—	—

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
1	<p>こ が ひろ ゆき 古 賀 裕 之 (1957年5月5日生)</p> <p>再任</p> <p>所有する当社株式数 6,520株</p> <p>取締役会の出席状況 19回中19回</p> <p>取締役在任年数：6年 (本株主総会終結時)</p>	<p>1976年4月 当社入社</p> <p>1995年2月 当社ディストリビューター事業部岡山支店長</p> <p>2001年9月 当社ディストリビューター事業部中国地区統括支店長兼岡山支店長</p> <p>2008年2月 当社執行役員ディストリビューター事業部四国地区担当兼中国地区統括支店長兼広島支店長</p> <p>2008年8月 株式会社トーヨーフードサービス執行役員中四国営業部長兼中国地区統括支店長兼広島支店長</p> <p>2011年3月 株式会社トーヨー・群馬代表取締役社長</p> <p>2015年3月 株式会社昭和食品代表取締役社長</p> <p>2015年10月 株式会社トーヨー・北関東代表取締役社長</p> <p>2017年3月 当社執行役員</p> <p>2017年4月 当社代表取締役社長（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由等】</p> <p>古賀裕之氏は、グループ会社において営業部門を幅広く経験し、2011年からグループ会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、企業経営、営業部門において豊富な見識と経験を有しております。経験に基づく強いリーダーシップを発揮して経営の重要事項の決定および業務執行を行うのに適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
2	<p>さとうとしあき 佐藤敏明 (1959年9月23日生)</p> <p>再任</p> <p>所有する当社株式数 5,200株</p> <p>取締役会の出席状況 19回中19回</p> <p>取締役在任年数：10年 (本株主総会終結時)</p>	<p>1982年4月 当社入社</p> <p>2004年7月 当社関係会社管理部長</p> <p>2007年4月 当社経営企画室長兼関係会社管理部長</p> <p>2008年8月 当社グループ戦略部長</p> <p>2011年3月 株式会社トーホービジネスサービス代表取締役社長</p> <p>2013年4月 当社取締役財務部長</p> <p>2015年3月 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリアー監査役</p> <p>2016年3月 株式会社トーホーフードサービス監査役（現任）</p> <p>2016年5月 株式会社トーホー・北関東監査役</p> <p>2018年3月 株式会社トーホービジネスサービス取締役</p> <p>2019年3月 同社監査役（現任）</p> <p>2020年3月 株式会社トーホー・コンストラクション監査役</p> <p>2022年6月 株式会社トーホーストア監査役（現任）</p> <p>2023年3月 当社取締役常務執行役員財務部、コーポレート・コミュニケーション部担当（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由等】</p> <p>佐藤敏明氏は、当社およびグループ会社の経営管理部門ならびに経理財務部門の責任者を務め、2011年からはグループのシェアードサービス会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、経営、M&A戦略および経理財務の豊富な経験・実績・見識を有しており、当社のグループ各社の業務効率化の推進に適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
3	あわ だ とし ひろ 淡田利広 (1960年4月25日生) 再任 所有する当社株式数 4,100株 取締役会の出席状況 19回中18回 取締役在任年数：4年 (本株主総会終結時)	1983年4月 当社入社 2003年4月 当社ディストリビューター事業部営業企画室長 2007年4月 当社執行役員ディストリビューター事業部広域 営業部長兼システム営業部担当 2008年8月 株式会社トーホーフードサービス取締役広域営 業部長兼システム営業部長 2009年2月 同社取締役執行役員首都圏営業部長兼東京支店長 2010年2月 同社取締役執行役員東日本、広域営業部担当兼 沖縄営業部長 2012年2月 同社代表取締役社長 2019年3月 当社常勤顧問 株式会社トーホーストア監査役 株式会社トーホー・北関東監査役 2019年4月 当社取締役マーケティング本部、品質統括部担当 2019年6月 関西アライドコーヒーロースターズ株式会社取締役(現任) 2021年9月 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリア取締役 2022年3月 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリア監査役(現任) 株式会社トーホー・コンストラクション監査役(現任) 2023年3月 当社取締役執行役員品質統括部担当兼コーヒー 部長兼業務用商品販売促進部長(現任)
【取締役候補者とした理由等】 淡田利広氏は、グループ会社において、営業部門および企画部門を幅広く経験し、2012年からはディストリビューター(業務用食品卸売)事業部門の中核であるグループ会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、当社の事業および経営について豊富な経験と実績を有しており、当社グループの商品販促および品質向上の推進に適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
4	<p>おくのくにはる 奥野邦治 (1961年9月26日生)</p> <p>再任</p> <p>所有する当社株式数 1,700株</p> <p>取締役会の出席状況 19回中17回</p> <p>取締役在任年数：2年 (本株主総会終結時)</p>	<p>1984年3月 当社入社</p> <p>2006年2月 当社Aープライス事業部営業企画室長</p> <p>2008年8月 株式会社トーホービジネスサービス人事総務部長</p> <p>2011年3月 同社取締役人事総務部長</p> <p>2012年2月 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー 代表取締役社長</p> <p>2019年3月 株式会社トーホービジネスサービス代表取締役社長 株式会社トーホー・コンストラクション取締役</p> <p>2020年3月 株式会社鶴ヶ屋監査役（現任）</p> <p>2021年3月 当社常勤顧問 株式会社トーホー・コンストラクション監査役</p> <p>2021年4月 当社取締役人事部、コンプライアンス室担当</p> <p>2022年3月 株式会社トーホーストア監査役</p> <p>2022年6月 株式会社トーホーストア取締役（現任）</p> <p>2023年3月 当社取締役執行役員商品戦略本部長（現任） 株式会社トーホー・北関東監査役（現任）</p>
<p>【取締役候補者とした理由等】</p> <p>奥野邦治氏は、グループ会社において、営業企画部門および人事総務部門を幅広く経験し、2012年からはキャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業部門の中核であるグループ会社の代表取締役として当社グループの経営に携わり、当社の事業および経営について豊富な知識と実績を有しており、当社グループの商品戦略の推進に適任であると判断し、引続き取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
5	どいひろみつ 土井弘光 (1955年9月29日生) 新任 所有する当社株式数 一株	1978年4月 国分株式会社(現 国分グループ本社株式会社) 入社 2009年1月 同社執行役員九州支社長 2011年3月 同社取締役 2015年3月 同社取締役常務執行役員 2018年9月 同社取締役常務執行役員兼国分首都圏株式会社 取締役会長 2021年3月 同社相談役 2022年8月 当社入社 顧問 2023年3月 当社執行役員物流戦略部長(現任)
	【取締役候補者とした理由等】 土井弘光氏は、長年にわたり食品卸売業界に深く携わり、経営者としての高い見識を有しております。当社に入社後も業界で培った経験と知見に基づく提案を行っております。以上のことから、取締役として選任をお願いするものであります。なお、取締役就任後は引続き物流戦略部門を担当する予定であります。	
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
6	なかいやすゆき 中井康之 (1954年6月7日生) 再任 社外 独立 所有する当社株式数 1,700株 取締役会の出席状況 19回中19回 社外取締役在任年数：6年 (本株主総会終結時)	1978年4月 株式会社三井銀行(現 株式会社三井住友銀行) 入行 2000年10月 同行京都法人営業第二部長 2002年10月 同行京都法人営業第四部長 2003年6月 同行本店上席調査役 三井生命保険相互会社(現 大樹生命保険株式会社) 出向 2007年10月 新田ゼラチン株式会社出向 2008年6月 同社転籍 執行役員経営企画部長 2013年6月 同社常勤監査役 2017年4月 当社取締役(現任) 2018年2月 株式会社レザック顧問(現任)
	【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 中井康之氏は、金融機関および事業会社での勤務経験とともに、監査役として会社経営にも関与しております。2017年4月に当社社外取締役に就任以来、豊富な経験と見識に基づいて、当社のガバナンス強化や重要な意思決定について有意義な意見や指摘をするなど取締役会の活性化に貢献していただいております。以上のことから、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
7	<p>さとう なおぶみ 佐藤 尚文 (1956年5月20日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>所有する当社株式数 1,300株</p> <p>取締役会の出席状況 19回中19回</p> <p>社外取締役在任年数：2年 (本株主総会終結時)</p>	<p>1979年4月 株式会社大和銀行（現 株式会社りそな銀行）入行</p> <p>2000年12月 同行渋谷支店営業第一部長</p> <p>2004年4月 株式会社りそなホールディングス執行役企画部統合推進室長</p> <p>2006年3月 株式会社近畿大阪銀行（現 株式会社関西みらい銀行） 専務執行役員システム部担当兼事務企画部担当</p> <p>2006年6月 同行代表取締役兼専務執行役員システム部担当 兼事務企画部担当兼リスク統括部担当兼事故防止対策室担当</p> <p>2008年4月 同行代表取締役副社長兼執行役員</p> <p>2010年6月 株式会社りそな銀行常勤監査役</p> <p>2013年4月 株式会社DACS代表取締役社長</p> <p>2019年6月 旭精工株式会社非常勤監査役（現任）</p> <p>2021年4月 当社取締役（現任）</p> <p>2022年6月 株式会社DACS相談役（現任）</p>
<p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>佐藤尚文氏は、金融機関および事業会社での経営の経験を有しており、2021年4月に当社社外取締役に就任いただきました。取締役会では業務執行の監督や重要な意思決定の場面で積極的に発言しております。特に情報システム戦略に関しては、今までの知見に基づく有意義な意見を都度いただいております。以上のことから、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
8	<p>はらだひろし 原田比呂志 (1956年5月18日生)</p> <p>再任 社外 独立</p> <p>所有する当社株式数 100株</p> <p>取締役会の出席状況 19回中18回</p> <p>社外取締役在任年数：2年 (本株主総会終結時)</p>	<p>1981年4月 神戸市採用</p> <p>2006年4月 財団法人先端医療振興財団常務理事兼総務部長</p> <p>2008年4月 神戸市水道局総務部長</p> <p>2012年4月 地方独立行政法人神戸市民病院機構理事兼法人本部長</p> <p>2015年4月 神戸市兵庫区長</p> <p>2017年4月 神戸ハーバーランド株式会社代表取締役社長</p> <p>2021年4月 当社取締役（現任）</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】</p> <p>原田比呂志氏は、行政分野での長年にわたる勤務とともに、事業会社での経営経験も有しております。2021年4月に当社社外取締役に就任以来、取締役会における業務執行の監督とともに、これまでの経験と見識に基づいた客観的な視点から当社の経営課題に対して様々な意見をいただいております。以上のことから、引続き社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況
9	<p>とまりちえ 渡真利千恵 (1961年5月29日生)</p> <p>新任 社外 独立</p> <p>所有する当社株式数 一株</p> <p>【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割】 渡真利千恵氏は、事業会社で要職を歴任し、管理面だけでなく商品開発などでの豊富な経験を有しております。事業会社では女性活躍推進に具体的に取り組んできた経験があり、こうした経験や知見を当社の経営に活かしていただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものであります。</p>	<p>1984年4月 株式会社東急ハンズ（現 株式会社ハンズ）入社 1999年8月 株式会社千趣会入社 2014年1月 同社執行役員総務本部本部長 2016年1月 同社執行役員商品開発本部副本部長 2017年4月 株式会社プラネットワーク出向 取締役管理部 長兼株式会社ディアーズ・ブレイン取締役 2019年5月 アサヒ軽金属工業株式会社入社</p>

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中井康之氏、佐藤尚文氏、原田比呂志氏および渡真利千恵氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、2017年4月18日付にて社外取締役中井康之氏、2021年4月20日付にて社外取締役佐藤尚文氏および原田比呂志氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、各氏が原案どおり取締役に再任された場合、当社は各氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、渡真利千恵氏が原案どおり取締役に選任された場合、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、中井康之氏、佐藤尚文氏および原田比呂志氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、各氏が原案どおり取締役に再任された場合、引続き各氏を独立役員として届け出る予定であります。また、渡真利千恵氏が原案どおり取締役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合、いずれの取締役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役内海陽子氏および中川一之氏の2名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	監査役会への出席状況
1	なか がわ かず ゆき 中 川 一 之 再任 社外 独立	監査役	100% (14回/14回)
2	たね たに あ き こ 種 谷 有 希 子 新任 社外 独立	—	—

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
1	なか がわ かず ゆき 中 川 一 之 (1957年3月30日生) 再任 社外 独立 所有する当社株式数 1,300株 監査役会の出席状況 14回中14回 監査役在任年数：4年 (本株主総会終結時)	1980年10月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）入所 2002年5月 新日本監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）代表社員 2017年7月 中川一之公認会計士事務所所長（現任） 2018年1月 ロングライフホールディング株式会社監査役 2018年6月 株式会社イチネンホールディングス監査役（現任） 2019年4月 当社監査役（現任）
	【社外監査役候補者とした理由等】 中川一之氏は、公認会計士として監査法人の代表社員を経験するとともに、事業会社の監査役の経験を有しております。2019年4月に当社社外監査役に就任以来、取締役会において、主に会計・税務面から積極的に発言するなど経営の監督に努めていただいております。以上のことから、引続き社外監査役として選任をお願いするものであります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位および重要な兼職の状況
2	たね くに あ き こ 種谷有希子 (1977年3月6日生) 新任 社外 独立 所有する当社株式数 一株	1999年11月 司法試験合格 2001年10月 大阪弁護士会登録 2005年4月 兵庫県弁護士会登録換 新神戸法律事務所入所 (現任) 2016年8月 ハワイ大学ロースクール 2018年4月 日本弁護士連合会理事 2019年4月 兵庫県弁護士会副会長 【社外監査役候補者とした理由等】 種谷有希子氏は、弁護士として専門的な知識と豊富な経験を有しており、企業法務への対応のみならず、男女共同参画推進にも務めております。こうした経験と知識を当社の業務執行の監督機能およびガバナンス体制強化に活かしていただきたく社外監査役として選任をお願いするものであります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 中川一之氏および種谷有希子氏は、社外監査役候補者であります。
3. 当社は、2019年4月17日付にて社外監査役中川一之氏との間において、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、同氏が原案どおり、監査役に再任された場合、当社は同氏との間で当該契約を継続する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。また、種谷有希子氏が原案どおり監査役に選任された場合、同氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 当社は、中川一之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏が原案どおり監査役に再任された場合、引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。また、種谷有希子氏が原案どおり監査役に選任された場合、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出る予定であります。
5. 当社は、役員等賠償責任保険（以下、「D&O保険」という。）契約を保険会社との間で締結しており、これにより、取締役・監査役等が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害（ただし、保険契約上で定められた免責事由に該当するものを除く。）等を填補することとしております。なお、D&O保険の保険料は、全額を当社が負担しております。各候補者が監査役に選任され就任した場合、いずれの監査役もD&O保険の被保険者となる予定であります。D&O保険の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議のうえ、これを更新する予定であります。

(ご参考)「社外取締役および社外監査役の独立性の基準」について

当社指名諮問委員会では、下記のとおり社外取締役および社外監査役の独立性判断基準を定めており、次の事項のいずれにも該当しない社外役員を「独立社外取締役」および「独立社外監査役」としております。また、就任後も在任期間が長期化することで独立性が懸念されることのないよう、連続就任年数を原則8年までとしております。

(イ) グループ会社の役員・従業員

- ・本人が当社グループ会社の出身者
- ・過去5年間において、2親等内の親族がグループ会社の取締役・監査役・理事・執行役員・経営幹部であった者

(ロ) 大口取引先関係者

- ・直近期末の連結売上高の2%以上の取引金額がある取引先グループの取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近3年間においてその役職にあった者
- ・直近期末の連結総資産の1%以上の借入れがある金融機関グループの取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近3年間においてその役職にあった者

(ハ) 専門的サービス提供者（弁護士、公認会計士、税理士、弁理士、司法書士、コンサルタントなど）

- ・グループ会社から過去2年間に年間5百万円以上の報酬を受領している者

(ニ) 当社の法定監査を行う監査法人の所属員または最近3年間においてグループ会社の監査業務を担当した者

(ホ) 大株主ほか

- ・当社の議決権所有割合（法人の場合は当該法人が属する企業グループ合計の議決権所有割合）5%以上の大株主（法人の場合はその法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）
- ・当社と相互に取締役・監査役・執行役員を派遣している法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または最近3年間においてその役職にあった者
- ・グループ会社と競合関係にある法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員。または競合関係にある法人の株式を3%以上保有している者（法人の場合は、その法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）
- ・その他の重要な利害関係がグループ会社との間にある者（法人の場合は、その法人の取締役・監査役・執行役・執行役員・従業員）

【ご参考】第2号議案及び第3号議案承認後の取締役会の構成（予定）
スキル・マトリックス

氏名	当社における地位	社外・ 独立役員	企業経営 経営戦略	営業、 マーケティング	財務・ 会計、 資本政策	法務、 リスク管理、 内部統制	人事・労務	IT・ デジタル	ESG、地域 コミュニティ	商品調達・ 開発、物流
古賀 裕之	代表取締役社長		○	○					○	
佐藤 敏明	取締役常務執行役員		○		○				○	
淡田 利広	取締役執行役員		○	○		○				○
奥野 邦治	取締役執行役員		○	○			○			○
土井 弘光	取締役執行役員		○	○						○
中井 康之	取締役	社外 独立	○		○	○				
佐藤 尚文	取締役	社外 独立	○					○		
原田 比呂志	取締役	社外 独立	○						○	
渡真利 千恵	取締役	社外 独立					○		○	○
奥村 卓哉	常勤監査役				○	○				
中島 亨	常勤監査役	社外 独立	○		○					
中川 一之	監査役	社外 独立			○					
種谷 有希子	監査役	社外 独立				○			○	

以上

事業報告

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

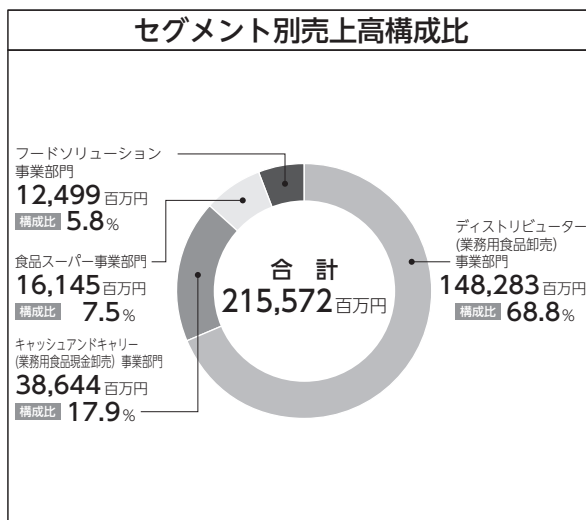
1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果


当連結会計年度（2022年2月1日から2023年1月31日まで）におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大は継続しているものの、ウィズコロナのもと行動制限の緩和などにより経済・社会活動の正常化が進み、さらに10月からは政府による観光支援策の効果もあり、個人消費の持ち直しをはじめ景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。一方、ウクライナ情勢の長期化をはじめ、原材料・エネルギー価格の高騰や円安の進行など、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは第8次中期経営計画（3カ年計画）「SHIFT UP 2023」（2022年1月期（2021年度）～2024年1月期（2023年度））の2年目として、新たな環境に適合し、成長し続ける筋肉質な企業グループへの変革を図るべく、5つの重点施策に沿った取り組みを引き続き推進いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の業績につきましては、売上高は2,155億72百万円（前期比14.3%増）と増収となりました。増収による売上総利益額の増加に加え、コスト・コントロールの継続による損益分岐点の引き下げの効果により、営業利益は36億49百万円（前期は4億46百万円の営業損失）と3期ぶりに黒字転換し、経常利益は38億77百万円（前期は1億78百万円の経常利益）となりました。一方、親会社株主に帰属する当期純利益は、当社の連結子会社である(株)トーホースタアの株式譲渡損失や、海外子会社ののれんの減損損失などの特別損失を31億90百万円計上したことで、10億6百万円（同200.0%増）となりました。



セグメント別の概況につきましては、次のとおりであります。



ディストリビューター（業務用食品卸売）事業部門

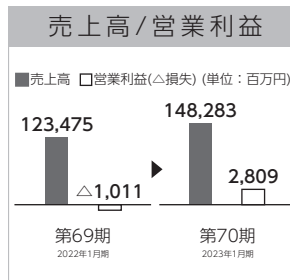
業務用食材の提供からメニュー、情報、システム提案、調理機器に至るまで、あらゆるジャンルの外食ビジネスをトータルにサポートしています。

新型コロナウイルス感染症拡大に伴う全国的なまん延防止等重点措置が3月に解除されて以降、飲食店や観光地への人流が回復するなど、個人消費の持ち直しの動きが継続したことに加え、10月から始まった政府による観光支援策の効果や外国人観光客の受け入れ再開などもあり、外食事業者を主な販売先とする当事業部門の販売も堅調に推移いたしました。

このような状況のなか、各地で開業したホテルや商業施設のほか、チェーン店などの新規顧客の獲得を継続的に強化いたしました。また、(株)トーホーフードサービスでは、コロナ禍でも需要が安定しているケアフードや中食業態にも注力し、順調に成果に結びついております。加えて、同社では全国規模で開催する業界最大級の総合展示商談会を3年ぶりにリアル開催し、当期は全国6会場で活発な商談を行うとともに、グループ各社でも展示商談会を各地で再開し、積極的な商品提案を実施いたしました。また、2015年に独自開発したWeb受発注システム「TOP (toho Order Pro)」では、顧客が拠点在庫を直接閲覧してオーダーできる機能を新たに搭載し、新規受注の拡大に寄与いたしました。

海外事業については、進出している3カ国（シンガポール・マレーシア・香港）でもウィズコロナの生活が定着していくなかで、日本国内と同様に外食産業への販売が堅調に推移し、増収となりました。

以上の結果、当事業部門の売上高は、既存顧客の売上回復に加えて新規顧客の獲得が奏功し1,482億83百万円（前期比20.1%増）、営業利益は増収による売上総利益額の増加、コスト・コントロールの効果により、28億9百万円（前期は10億11百万円の営業損失）と3期ぶりに黒字転換いたしました。



3年ぶりにリアル開催した展示商談会



キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業部門

飲食店の毎日の仕入にお役立ていただける
プロの食材の店「A-プライス」などの店舗を運営しています。

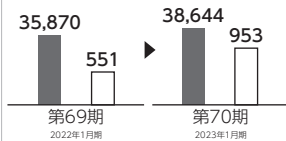
当事業部門においても行動制限の解除以降は主要顧客である中小飲食店へ徐々に人流が回復し、(株)トーホーキャッシュアンドキャリーが運営するプロの食材の店「A-プライス」などの店舗販売が堅調に推移いたしました。

ウィズコロナにおける飲食店の課題解決に貢献すべく、人気企画の「北海道フェア」をはじめ全店統一フェアを実施するとともに、プライベートブランド商品や産直食材、専門食材、調理機器など飲食店のメニュー開発に役立つ商品の提案を強化いたしました。さらに、約2年半ぶりとなるリアル展示商談会を全国8会場で開催し、4,000名を超える飲食店顧客にご来場いただきました。また、前年に開設した「A-プライスオンラインショップ」は、9月にサイトを一部リニューアルするとともに、送料の見直しも実施し、顧客の利便性向上を図りました。事業基盤の強化については、フランチャイズ1号店となる名古屋店（名古屋市中区）を5月に開店し、4店舗（7月：宇部店（山口県宇部市）、9月：唐津店（佐賀県唐津市）、11月：浦添店（沖縄県浦添市）、こまつや卸団地店（静岡県駿東郡））を改装いたしました。

以上の結果、当事業部門の売上高は前期および当期に実施した閉店の影響があったものの、中小飲食店への販売を強化したことで386億44百万円（前期比7.7%増）、営業利益は増収による売上総利益額の増加、販促方法の見直しなどによるコスト・コントロールの結果、9億53百万円（同72.9%増）となりました。

売上高/営業利益

■売上高 □営業利益（単位：百万円）



5月にフランチャイズ1号店となるA-プライス名古屋店を開店



食 品 ス ー パ ー 事 業 部 門

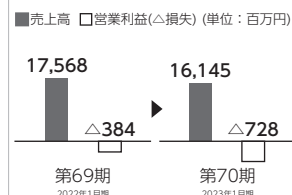
「健康で安心な地域の冷蔵庫」「あなたの街の食品スーパー」「毎日のおかずを提供する店」をコンセプトに兵庫県南部で地域密着型の食品スーパー（トーホーストア）を運営しています。

（株）トーホーストアでは、相次ぐ食料品価格の値上げによるお客様の節約意識の高まりや業界や地域の垣根を越えた競争激化が継続する状況のなか、コンセプトである「健康で安心な地域の冷蔵庫」「あなたの街の食品スーパー」「毎日のおかずを提供する店」の実践に向けた取り組みを継続いたしました。

売上対策として客数増加を目的に全店舗で欠品対策を徹底するとともに、新たなサービスとして、9月からはQR・バーコード決済の全店導入、10月からはポイントサービスの交換比率の改善を行い、お客様の利便性向上を図りました。

以上の結果、当事業部門の売上高は徐々に回復基調で推移したものの、競争激化の継続に加えて前期に2店舗を閉店した影響もあり、161億45百万円（前期比8.1%減）、営業損失は相次ぐ食品価格の値上げをカバーできず、7億28百万円（前期は3億84百万円の営業損失）となりました。

売上高/営業利益



フ ー ド ソ リ ュ ー シ ョ ン 事 業 部 門

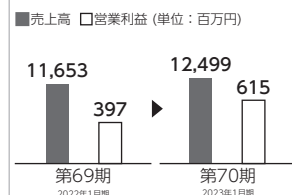
外食産業向け業務支援システム、品質管理サービス、業務用調理機器・コーヒーマシン等の輸入・製造・販売、総合建設請負、店舗内装設計・施工など、外食ビジネスをトータルにサポートする様々なソリューションを提供しています。

当事業部門では、食品の品質管理、業務支援システム、業務用調理機器、店舗内装設計・施工などの「外食ビジネスをトータルにサポートする」機能について引き続き提案を強化し、グループシナジーの最大化を図りました。

特に今期は需要が急回復する一方で人手不足が深刻な課題となっている外食産業に向けて、業務用調理機器を取り扱う（株）エフ・エム・アイでは、省力化が図れる機器の提案を強化するとともに、外食産業向け業務支援システムを提供する（株）アスピットでは、「AI顔認証タイムレコーダー」や「電子請求書システム」などの新たなサービスを実装し、飲食店のデジタル化の推進に注力いたしました。加えて、両社ともグループ内の展示商談会に積極的に出展するなど、グループシナジーを発揮した外食事業者の課題解決に繋がる提案を強化いたしました。

以上の結果、外食産業への業務用調理機器やシステム販売が回復したこともあり、当事業部門の売上高は124億99百万円（前期比7.3%増）、営業利益は6億15百万円（同54.7%増）となりました。

売上高/営業利益



(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は、総額10億51百万円であります。
その主なものは次のとおりであります。

ディストリビューター事業部門	(株)トーホーフードサービス・関東食品(株) (改装・増床・設備入替等)	1億68百万円
キャッシュアンドキャリー事業部門	A-プライス店舗(新店・改装)	76百万円
食品スーパー事業部門	トーホーストア店舗等(改装・設備入替)	50百万円
フードソリューション事業部門	基幹システムに対する投資・更新等	2億7百万円

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきまして、増資または社債発行による資金調達は行っておりません。

なお、当期の設備資金および運転資金などの必要資金は、自己資金および借入金により賄いました。また、当期末の借入金残高は、前期末に比べて39億1百万円減少し、268億27百万円となりました。

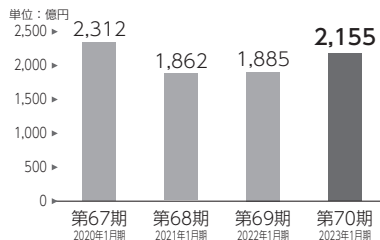
(4) 事業の譲渡または譲受け、吸収合併、会社分割、他の会社の株式の取得または処分等の状況 特に記載すべき事項はありません。

(5) 財産および損益の状況の推移
企業集団の財産および損益の状況

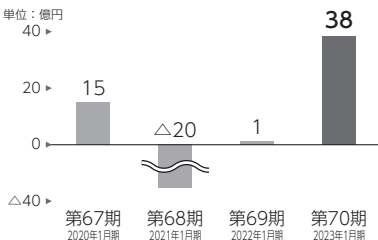
区 分	第67期 (2020年1月期)	第68期 (2021年1月期)	第69期 (2022年1月期)	第70期 (当連結会計年度) (2023年1月期)
売上高 (百万円)	231,266	186,217	188,567	215,572
営業利益又は営業損失 (△) (百万円)	1,433	△3,141	△446	3,649
経常利益又は経常損失 (△) (百万円)	1,518	△2,063	178	3,877
親会社株主に帰属する 当期純利益又は 親会社株主に帰属する 当期純損失 (△) (百万円)	474	△3,591	335	1,006
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△) (円)	44.15	△333.85	31.20	93.59
総資産 (百万円)	90,745	83,162	82,702	87,352
純資産 (百万円)	24,613	19,384	20,237	22,752
1株当たり純資産額 (円)	2,213.16	1,747.20	1,852.14	2,083.28

(注) 1. 百万円単位の記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)等を第70期の期首から適用しており、第70期に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

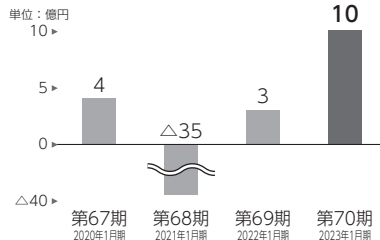
▶ 売上高



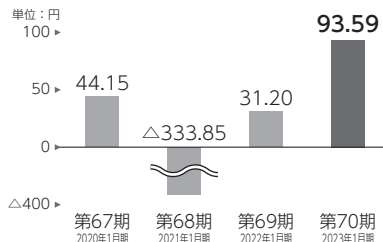
▶ 経常利益



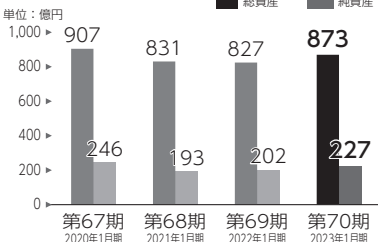
▶ 親会社株主に帰属する当期純利益



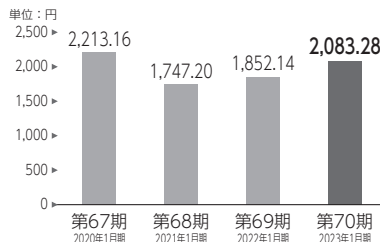
▶ 1株当たり当期純利益



▶ 総資産・純資産



▶ 1株当たり純資産額



(6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率 (%)	主 要 な 事 業 内 容
【ディストリビューター(業務用食品卸売) 事業】			
(株)トーホーフードサービス	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品卸売業
(株)トーホー・仲間	10百万円	100.0	
(株)トーホー・北関東	50百万円	100.0	
(株)藤代商店	20百万円	100.0	
(株)鶴ヶ屋	10百万円	100.0	
TOHO Singapore Pte. Ltd.	540千SGD	100.0	
TOHO Foods Malaysia Sdn. Bhd.	3MYR	100.0	
昭和物産(株)	10百万円	100.0	
FRESHdirect Pte. Ltd.	1,386千SGD	100.0	
TOHO FOODS HK CO.,LTD.	14百万HKD	51.0	
関東食品(株)	50百万円	88.8	
Golden Ocean Seafood (S) Pte Ltd	100千SGD	100.0	
Suitfit Company Limited	13千HKD	100.0	

会社名	資本金	出資比率 (%)	主要な事業内容
【キャッシュアンドキャリー（業務用食品現金卸売）事業】			
(株)トーホーキャッシュアンドキャリー	100百万円	100.0	外食産業への業務用食品現金卸売業
【食品スーパー事業】			
(株)トーホーストア	100百万円	92.8	生鮮食品・加工食品等の販売業
【フードソリューション事業】			
(株)トーホービジネスサービス	100百万円	100.0	各種事務の受託業等
(株)アスピット	100百万円	98.8	外食産業向けASP事業
(株)トーホー・コンストラクション	80百万円	100.0	総合建設請負業
(株)トーホーファーム	10百万円	100.0	農産物の生産・販売業
(株)トーホーウイング	30百万円	100.0	庶務業務受託業
(株)システムズコンサルタント	82百万円	100.0	ソフトウェアの開発・保守
(株)エフ・エム・アイ	99百万円	100.0	業務用調理機器・コーヒーマシン・製菓機器等の輸入・製造・販売業

(7) 主要な事業内容（2023年1月31日現在）

当社グループは、テーマパーク・ホテル・レストラン・事業所給食などの外食産業に対する業務用食材の卸売および現金卸売業、業務用コーヒー製造業、生鮮三品（青果・精肉・鮮魚）を中心に惣菜・日配食品・加工食品および日用雑貨などの小売業、外食産業向け業務支援システムの販売業、不動産賃貸業、総合建設請負業、飲食店等の内装設計・施工業、品質管理サービス業、業務用調理機器の輸入・製造・販売業、農産物の生産・販売業、各種事務の受託業を営んでおります。

(8) 主要な営業所および工場等 (2023年1月31日現在)

① 当社

本社 神戸市東灘区向洋町西5丁目9番

工場 神戸市東灘区向洋町西5丁目10番

② 主要な子会社

(株)トーホーフードサービス	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)トーホー・仲間	本社	沖縄県石垣市真栄里466番地1号
(株)トーホー・北関東	本社	栃木県宇都宮市川田町400番1号
(株)藤代商店	本社	横浜市神奈川区栄町15番地20
(株)鶴ヶ屋	本社	埼玉県戸田市笹目7丁目8番8号
TOHO Singapore Pte. Ltd.	本社	36 Woodlands Terrace, Singapore
TOHO Foods Malaysia Sdn. Bhd.	本社	NO.3A, Jalan TP3, Taman Perindustrian Sime UEP, 47600 Subang Jaya, Selangor Darul Ehsan, Malaysia
昭和物産(株)	本社	東京都荒川区町屋1丁目38番16号 Jプロ町屋ビル3階
FRESHdirect Pte. Ltd.	本社	47 Jalan Buroh #01-08 (Level 1M1) CWT Mega Logistics Hub Singapore
TOHO FOODS HK CO.,LTD.	本社	Unit511,5/F., Chai Wan Industrial City, Phase1, 60 Wing Tai Road, Chai Wan, Hong Kong
関東食品(株)	本社	群馬県高崎市綿貫町2223-1
Golden Ocean Seafood (S) Pte Ltd	本社	29 Hillview Terrace,#01-02 Hillview Warehouse Singapore
Suitfit Company Limited	本社	Room08,10F,Harbour Industrial Centre,10 Lee Hing Street,Ap Lei Chau,Hong Kong
(株)トーホーキャッシュアンドキャリアー	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)トーホーストア	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番

(株)トーホービジネスサービス	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)アスピット	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)トーホー・コンストラクション	本社	神戸市中央区下山手通4丁目7番12号
(株)トーホーファーム	本社	神戸市西区神出町小束野53番81号
(株)トーホーウイング	本社	神戸市東灘区向洋町西5丁目9番
(株)システムズコンサルタント	本社	東京都中央区東日本橋3丁目7番17号 CTビル5階
(株)エフ・エム・アイ	本社	東京都港区麻布台1丁目11番9号

(9) 従業員の状況 (2023年1月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
2,515 (1,960) 名	△64 (△199) 名

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に1日8時間勤務換算人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
101 (23) 名	+7 (△19) 名	44.1歳	17.3年

(注) 従業員数は就業員数であり、パートおよび嘱託社員は () 内に1日8時間勤務換算人員を外数で記載しております。

(10) 主要な借入先および借入額 (2023年1月31日現在)

借入先	借入額
株式会社西日本シティ銀行	3,540 百万円
兵庫県信用農業協同組合連合会	2,360 百万円
株式会社肥後銀行	2,200 百万円
株式会社中国銀行	2,060 百万円
株式会社福岡銀行	1,903 百万円

(11) 対処すべき課題

2020年度に世界的に流行した新型コロナウイルス感染症の拡大は、外食産業の経営環境の悪化を招き、当社グループにおきましても厳しい事業運営を強いられました。一方、現在は世界経済・日本経済ともにウィズコロナへと移行し、経済・社会活動の正常化の動きが進み、当社グループの業績も好転しております。

このような状況のなか、当社グループは第8次中期経営計画（3ヵ年計画）「SHIFT UP 2023」（2022年1月期（2021年度）～2024年1月期（2023年度））のもと、新たな環境に適合し、成長し続ける筋肉質な企業グループへの変革を目指し、次に掲げる5つの重点施策に引き続き取り組んでまいります。

【5つの重点施策】

1. コア事業の更なる強化
 - ・未開拓業態・顧客層の開拓
 - ・顧客・現場視点でのP B商品の開発・販売強化
 - ・グループシナジーの更なる発揮
 - ・M&A、アライアンスを活用した未開拓エリア等への進出
2. 新たなサービスの開発
 - ・変化する顧客ニーズに即した商品、サービスの開発
 - ・新たな経営環境に即した販売・店舗モデルへの挑戦
（ニューノーマルな社会への対応、持続可能な社会への貢献）
3. 損益分岐点の引き下げ
 - ・聖域なきコスト・コントロールの継続
 - ・働き方の更なる改革による生産性向上
 - ・業務のシステム化推進
4. 資産回転期間の改善
 - ・メリハリのある投資とP D C A
5. 次代を担う人材の育成
 - ・教育研修の更なる充実
 - ・ジョブローテーションの活性化
 - ・女性活躍の推進

【トーホーグループ サステナビリティ方針】

私たちトーホーグループは、食品とそれに関連するサービスを提供する企業グループとしての責任を自覚し、食を通して「社員・従業員」「お客様」「取引先様」「株主様」そして「地域社会」の5人のステークホルダーを豊かにする企業活動を実践し、“持続可能な社会の実現”と“事業の安定的な成長”を目指すため、以下の5つの基本方針を定めました。

本方針に基づき、経営理念をより具体化することで、さらに社会から信頼され必要とされる企業グループを目指してまいります。

5つの基本方針

美味しく、 安心・安全な食の提供

私たちは食品を扱う企業グループとして、美味しく、安心して食べられる安全な食品の提供が基本だと考えています。私たちは、お客様や取引先様に提供する食品の安全と食品事故の防止に努めます。お客様や取引先様に満足いただける美味しく安全な食品やサービスを提供することで持続可能で豊かな食生活に貢献します。

持続可能な経営の継続

私たちは「企業は天下の公器である」と考えています。適時適切に情報を発信し、ステークホルダーとの対話を大切に、経営の透明性を高めていきます。公正な取引やそれを支える企業統治の充実とともに、グループで働くひとり一人が公正な職場と健全な取引関係を築きあげ、ステークホルダーから支持される企業活動を通じて事業の安定的な成長を継続します。

未来へ繋げるための 環境対策の取り組み

私たちは未来の地球環境を今以上に良いものにしていきたいと考えています。食品を扱う企業として食品ロス削減による二酸化炭素排出抑制など気候変動緩和活動や環境保全活動を継続していきます。また、日常生活の中でも環境活動を推進できるよう従業員教育を継続します。

個性の尊重と能力を 発揮できる組織の構築

私たちは「企業は人である」と考えています。そのための基本である従業員の健康に配慮します。私たちの企業グループで働くことでひとり一人が成長し、その結果、会社も成長する教育を実践します。また、性別や国籍などで差をつけることなくそれぞれの人権を尊重し、個性を認め、持てる能力を存分に発揮できる組織作りを継続します。

地域社会発展への貢献

私たちは地域・社会と共に成長していきたいと考えています。持続可能な地域の発展は、私たちの事業の基盤です。地域との様々な交流を通して地域・社会の発展に貢献します。また、私たちが扱う食品などを提供してくれる産地や生産者も意識し、共に成長できる活動を実践します。

2. 会社の株式に関する事項（2023年1月31日現在）

- (1) 発行可能株式総数 27,950,800株
 (2) 発行済株式の総数 11,012,166株（自己株式255,523株を含む）
 (3) 株主数 11,537名
 (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
国分ホールディングス株式会社	977,000株	9.08%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	833,200株	7.75%
トーホー社員持株会	635,806株	5.91%
国分グループ本社株式会社	551,420株	5.13%
第一生命保険株式会社	308,000株	2.86%
前田 玲子	290,000株	2.70%
株式会社西日本シティ銀行	264,600株	2.46%
日本生命保険相互会社	188,160株	1.75%
株式会社福岡銀行	162,120株	1.51%
株式会社三井住友銀行	129,820株	1.21%

- (注) 1. 当社は、自己株式を255,523株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の状況 (2023年1月31日現在)

会社における地位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長	古 賀 裕 之	
取 締 役	佐 藤 敏 明	財務部、グループ戦略部、 コーポレート・コミュニケーション部担当 株式会社トーホーフードサービス 監査役、 株式会社トーホーストア 監査役、 株式会社トーホービジネスサービス 監査役
取 締 役	淡 田 利 広	マーケティング本部、品質統括部担当 株式会社トーホーキャッシュアンドキャリー 監査役、 株式会社トーホー・コンストラクション 監査役、 株式会社トーホー・北関東 監査役 関西アライドコーヒーロースターズ株式会社 取締役
取 締 役	奥 野 邦 治	人事部、コンプライアンス室担当 株式会社トーホーストア 取締役、 株式会社鶴ヶ屋 監査役
取 締 役 (社外取締役)	中 井 康 之	株式会社レザック 顧問
取 締 役 (社外取締役)	大 嶋 義 孝	コンサルティング大嶋 所長、 株式会社テクノスジャパン 取締役 (監査等委員)、 株式会社ドリーム神戸 代表取締役
取 締 役 (社外取締役)	佐 藤 尚 文	株式会社DACS 相談役、 旭精工株式会社 監査役
取 締 役 (社外取締役)	原 田 比呂志	

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
常勤監査役	奥村卓哉	
常勤監査役 (社外監査役)	中島亨	
監査役 (社外監査役)	内海陽子	神戸合同法律事務所 パートナー
監査役 (社外監査役)	中川一之	中川一之公認会計士事務所 所長、 株式会社イチネンホールディングス 監査役

- (注) 1. 中井康之氏、大嶋義孝氏、佐藤尚文氏および原田比呂志氏は社外取締役であります。当社は、東京証券取引所に対して、4氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
2. 中島亨氏、内海陽子氏および中川一之氏は社外監査役であります。当社は、東京証券取引所に対して、3氏を独立役員とする独立役員届出書を提出しております。
3. 中川一之氏は、監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な経験があり、財務および会計に関する高い知見を有しております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる、役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずる損害を当該保険契約により填補することとしております。

当該役員等賠償責任保険契約の被保険者は当社取締役、当社監査役および当社グループ会社役員であり、すべての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。

(3) 補償契約の内容の概要

当社は、当社役員との間で、補償契約は締結しておりません。

(4) 取締役および監査役の報酬等の額

① 取締役の報酬等の内容の決定方針に関する事項

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の報酬等の内容の決定方針を決議しております。また、取締役会は当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、取締役会で決議された決定方針に従い適正に評価され決定したことから当決定方針に沿うものであると判断しております。

■取締役の報酬等の内容の決定方針

当社は、取締役の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する基本方針を次の通り定めています。

- 1) トーホーグループの長期継続的な成長と企業価値向上につながること
- 2) 毎年の経営目標達成のインセンティブとなること
- 3) 経営環境や業界水準など客観性のある水準であること
- 4) 透明性のあるプロセスで決定されること

当社の取締役（社外取締役は除く）の報酬は、業績連動報酬と役員別固定報酬で構成され、その割合は概ね3：7となっており、すべて金銭で支払われます。

業績連動報酬は、連結営業利益の達成状況および個人の重点施策等の評価率を基にして決定しております。算定の基礎とした連結営業利益は事業会社として経営活動の基本的な利益であり、取締役が果たすべき業績責任をはかる上でふさわしい指標であると考えています。

なお、当事業年度の連結営業利益は、業績予想の公表値2,900百万円（2022年12月12日付）に対し、実績は3,649百万円となりました。

業績連動報酬は、役員賞与と月額報酬の一部として支払われております。役員賞与は前事業年度の連結営業利益の達成状況を基本に、中期経営計画の達成状況を勘案し、報酬諮問委員会が支給の妥当性を検討後、取締役会に答申し、支給が決定され、定時株主総会后に支給されます。月額報酬の一部として支払われる業績連動報酬は前事業年度の連結営業利益の達成状況により決定されます。なお、個人別の業績への貢献度に応じ、役員賞与は±50%、月額報酬は、±30%で増減いたします。

取締役の個人別貢献度の評価は報酬諮問委員会が委員全員の同意のもと行い、報酬諮問委員会の評価結果（ただし、代表取締役自身を除く）に代表取締役の評価を反映して最終決定されます。取締役会は報酬諮問委員会による最終確認を経た評価結果に基づき、あらかじめ定められた算式で算出した結果をもって個人別報酬額を決定しており、決定の全部又は一部を取締役その他の第三者に委任しておりません。

固定報酬は、役位に応じて設定されており毎月定額が支払われます。

社外取締役に対しては、独立かつ客観的な立場から当社の経営を監督するという役割からあらかじめ決められた固定報酬のみが支払われます。

取締役報酬の改定方針やその水準の検証、また役員賞与支給の妥当性については、構成員の過半数を独立社外取締役とし、かつ独立社外取締役が委員長を務める報酬諮問委員会（代表取締役社長は原則として委員にならない）が客観的かつ公正な観点から検討し、取締役会に答申しております。なお、報酬諮問委員会は今期3回開催いたしました。

なお、監査役報酬の個人別配分については、監査役の協議によって決定しております。

② 役員報酬等に関する総会決議

取締役の報酬限度額は、2017年4月18日開催の第64回定時株主総会において、年額300百万円以内（うち、社外取締役分年額50百万円以内。ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。決議当時の取締役の員数は9名（うち、社外取締役の員数は4名）であります。

監査役の報酬限度額は、2017年4月18日開催の第64回定時株主総会において、月額5百万円以内と決議いただいております。決議当時の監査役の員数は4名であります。

■当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (名)
		固定報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外取締役)	107 (18)	91 (18)	15 (-)	- (-)	8 (4)
監査役 (うち社外監査役)	29 (19)	29 (19)	- (-)	- (-)	4 (3)
合計 (うち社外役員)	136 (37)	120 (37)	15 (-)	- (-)	12 (7)

(5) 社外役員に関する事項

① 社外取締役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
中井 康之	<ul style="list-style-type: none">・取締役会等においては金融業界および事業会社における豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。・指名諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。	取締役会：19回中19回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：11回中11回 指名諮問委員会：8回中8回
大嶋 義孝	<ul style="list-style-type: none">・取締役会等においては重化学工業会社の執行役員財務部長等の豊富な実務経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、財務および企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。・報酬諮問委員会の委員長として議事運営を行い、委員会としての答申案をとりまとめております。	取締役会：19回中18回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：11回中11回 報酬諮問委員会：3回中3回
佐藤 尚文	<ul style="list-style-type: none">・取締役会等においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。・指名諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。	取締役会：19回中19回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：11回中11回 指名諮問委員会：8回中8回
原田比呂志	<ul style="list-style-type: none">・取締役会等においては行政分野および事業会社における経営者としての多様な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べており、企業経営を中心に当社が期待する役割を果たしております。・報酬諮問委員会の委員として意見等を適宜述べております。	取締役会：19回中18回 経営戦略会議：12回中12回 ガバナンス委員会：11回中10回 報酬諮問委員会：3回中3回

② 社外監査役

氏名	当事業年度における主な活動状況	取締役会等への出席状況
中 島 亨	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および監査役会においては金融業界および事業会社における経営者としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 主要な事業所への往査を行っております。 	取締役会：19回中19回 監査役会：14回中14回 経営戦略会議：12回中11回
内 海 陽 子	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および監査役会においては弁護士としての専門知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 主要な事業所への往査を行っております。 	取締役会：19回中18回 監査役会：14回中14回
中 川 一 之	<ul style="list-style-type: none"> 取締役会および監査役会においては監査法人代表社員など公認会計士としての豊富な知識・経験等に基づき中立かつ客観的観点から適宜説明を求め意見等も述べております。 主要な事業所への往査を行っております。 	取締役会：19回中19回 監査役会：14回中14回

③ 重要な兼職先と当社との関係

取締役中井康之氏の兼職先である株式会社レザックと当社とは特別な関係はありません。

取締役大嶋義孝氏の兼職先であるコンサルティング大嶋、株式会社テクノスジャパン、株式会社ドリーム神戸と当社とは特別な関係はありません。

取締役佐藤尚文氏の兼職先である株式会社DACS、旭精工株式会社と当社とは特別な関係はありません。

監査役内海陽子氏の兼職先である神戸合同法律事務所と当社とは特別な関係はありません。

監査役中川一之氏の兼職先である中川一之公認会計士事務所、株式会社イチネンホールディングスと当社とは特別な関係はありません。

④ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 協立神明監査法人

(2) 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る報酬等の額	32 百万円
当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	32 百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査時間および監査報酬の推移ならびに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査計画および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人が行った非監査業務（公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務）の内容
該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

そのほか、会計監査人が職務を適正に遂行することが困難と認められる場合、または、より適切な監査を行うために会計監査人の変更が妥当と判断される場合には、監査役会は会計監査人の解任または不再任に関する株主総会の議案の内容を決定いたします。

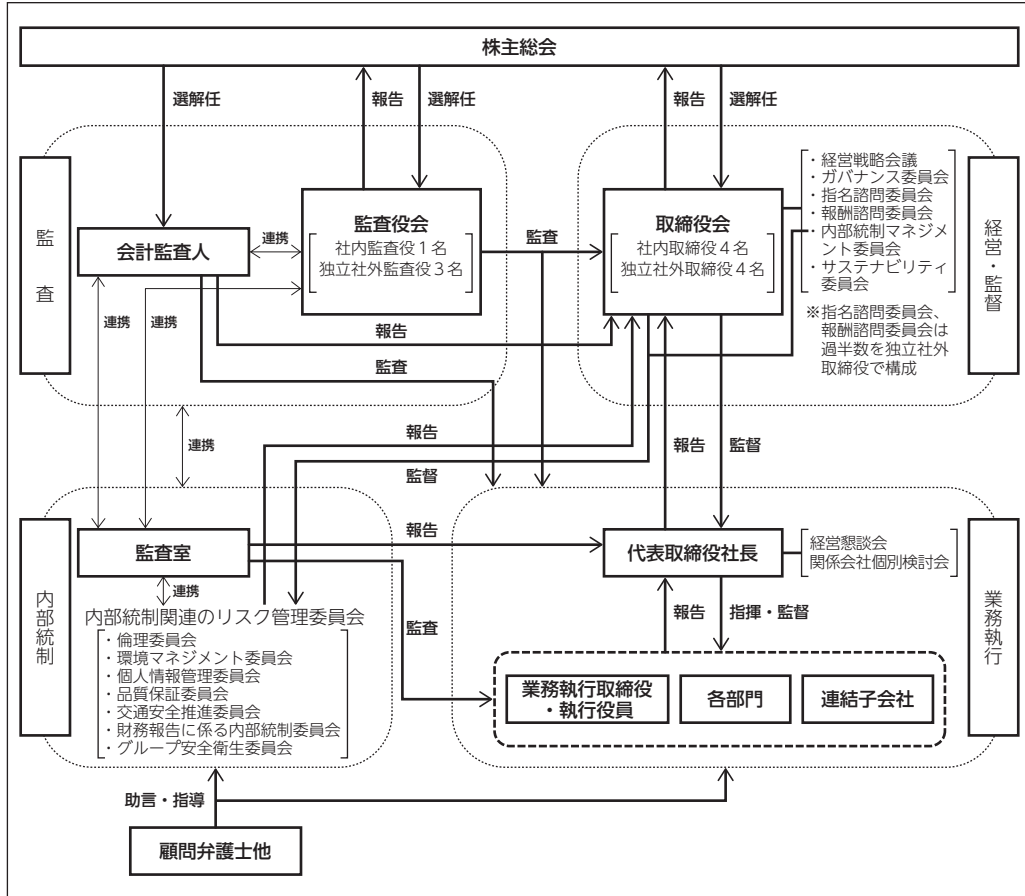
(5) 会計監査人の業務の停止に関する事項

該当事項はありません。

5. コーポレート・ガバナンス方針

当社は、経営理念のもと、株主をはじめとする全てのステークホルダーに対する使命と責任を果たし、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を果たすため、透明性・公正性の高い経営を支えるより強固なコーポレート・ガバナンス体制の構築に取り組むことをコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方といたします。

○コーポレート・ガバナンス体制模式図



取締役会

取締役会は、原則として毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行の状況を監督しております。また、取締役会は、その構成員全員が経営理念を共有し、会社の持続的成長と中長期的な企業価値の向上のため、企業戦略の方向性を明確にし、業務執行取締役による適切なリスクテイクを支援しております。加えて、独立社外取締役、独立社外監査役の独立性に根差した公正で実効性のある取締役に対する監督機能を果たしております。

監査役会

監査役会は、毎月1回開催され、各監査役は各年度に策定する監査計画に従い、監査室および会計監査人と連携して監査役監査を行っております。また、取締役会およびその他重要な会議へ出席し、経営状況の監査を行っております。

ガバナンス委員会

ガバナンス委員会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、当社グループの持続的な成長と企業価値の向上を実現するため、コーポレート・ガバナンスの基本方針について協議・検討するとともに、当社グループを取り巻く経営環境の変化や当社グループが抱える経営課題等について協議・検討し、取締役会に答申しております。

指名諮問委員会・報酬諮問委員会

当社では、取締役会の諮問機関として、指名委員会等設置会社の利点を取入れた、指名諮問委員会および報酬諮問委員会を設置しております。両委員会は、構成員である取締役3名のうち過半数が社外取締役であり、かつ社外取締役が委員長を務めております。また、代表取締役社長は原則として両委員会の委員となりません。

指名諮問委員会では、企業価値の向上、業務執行の監督機能を有効に機能させるため、取締役、監査役および主要子会社の代表取締役としてふさわしい候補者を選考し、取締役会および監査役会に答申しております。報酬諮問委員会では、役員報酬の透明性・客観性を確保して、役員報酬の改定方針やその水準、また、役員賞与支給の妥当性などを検討し取締役会へ答申しております。

経営戦略会議

経営戦略会議は、当社取締役、常勤監査役、主要子会社の社長で構成され、定期的に開催しております。当会議では、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて審議しております。

取締役会の実効性評価

当社は、取締役会が企業価値を向上させる組織としての役割・責務を継続的に果たしていくため、取締役会の実効性の評価を全取締役、全監査役によるアンケート形式により、毎年行っております。

当連結会計年度につきましては、全取締役8名、全監査役4名に対して2023年1月19日にアンケート用紙を配布し、同月31日に全員から回収いたしました。アンケート結果をもとに取締役会で評価、検討した概要は以下のとおりです。

アンケート内容

- ・各質問項目について「5：できている」から「1：できていない」の5段階評価、および意見を記入する無記名アンケート方式。
- ・質問項目は、「取締役会の構成（4問）」「取締役会の運営（4問）」「審議について（5問）」「社外役員に対する情報提供・社外取締役のパフォーマンス（8問）」「諮問委員会について（6問）」「総合評価（2問）」、計29問で構成。

評価結果の概要

前回のアンケートで課題とした、グループ全体の方向性の議論や重要案件、大型案件について、より多くの時間を割き、議論を充実させる、という点については、2020年度から進めてきた取締役会上程議題の見直しが定着し、今回のアンケート結果では、一定の成果が上がっていると評価した。

一方、今回のアンケートの結果から、更に取締役会の実効性評価を高めていくために以下の課題があることを認識した。中長期的に実現を図る内容もあるが、スピード感をもって改善についての検討を進めていきたい。

- ①取締役会の構成における多様性（特に性別や年齢）については、中期的な課題として、今後も継続して取り組んでいく。
- ②グループ全体の方向性の議論や重要案件、大型案件に更に多くの時間を割き、今以上に議論を充実させるために、上程議案の更なる見直しや議案の質と量に応じた開催時間の見直しなどメリハリをつけた取締役会運営に取り組んでいく。
- ③取締役会の議論を一層活発化させていくために、議論の基礎となる当社グループのリスクや財務に関する情報の定期的な提供や取締役会議題の事前説明などを更に充実させていく必要がある。
- ④社外取締役と建設的な意見交換を行い方向付けを行っていくためには、提案部門での法務・財務面での事前検討などにより資料の正確性を高める必要がある。また、提案が業界特有の専門性の高い内容であれば猶更、社外取締役が理解しやすい、ポイントを整理した分かりやすい説明など事前準備の充実が求められている。

6. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

その他株式会社の業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 業務運営の基本方針

当社グループでは、以下の経営憲章を経営のよりどころとしております。

【経営憲章】

この憲章は、株式会社トーホーおよびグループ会社の永遠の繁栄のために定めたものである。

経営にあたる者は、この憲章の趣旨を十分に理解したうえで「企業は天下の公器なり」の考え方のもとに、実行に努めなければならない。

- 一、企業は人である。それぞれの人格を重んじ、出身閥・学閥・門閥などに囚われることなく人材を広く社内外に求め、実力主義にもとづいて、適材を適所に配置すること。
- 二、誠実と信用を旨とし、お客様第一に心がけ、いやしくも目先の小利や投機などに走ってはならない。
- 三、視野を広く国の内外に向け、常に時代先取りの経営を進めること。
- 四、事を決するには、まず衆知を集め、社内外の意見を求め、わが社の発展を前提とすること。
- 五、目的を同じくする同志として、融和と結束を常に心がけ、何事にも総力を挙げて事にあたること。
- 六、勤勉質素を旨とし、清廉潔白に身を保ち、社会に感謝し、奉仕の精神を忘れないこと。
- 七、公私の別を明らかにし、責任体制を明確にし、常に信賞必罰で臨むこと。
- 八、実績を示す数字は真実の鏡である。仮にも事実を粉飾することなどがあってはならない。
- 九、利益の配分については、まず資本の充実をはかり、株主及び従業員の優遇を心掛け、公平かつ公明に分配すること。
- 十、在職中は勿論のこと、退職後も会社の機密など漏洩してはならない。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社グループは、「内部統制マネジメント委員会」を設置し、「グループ内部統制規程」に基づき、当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制について統括管理を行う。
- ② 当社グループは、「倫理委員会」を設置し、企業倫理および法令遵守の精神を周知徹底する。
- ③ 当社グループは、「品質保証委員会」を設置し、「食品安全衛生管理規程」に基づき、食品に関する法令遵守・安全衛生体制を強化し、消費者および取引先に提供する食品の安全確保に努める。

- ④ 当社グループは、「交通安全推進委員会」を設置し、交通規則ならびに車両の適正な管理や運転技術の指導教育を行い、交通安全の推進や法令遵守の強化に努める。
- ⑤ 当社グループは、「個人情報管理委員会」を設置し、個人情報保護法対応および情報セキュリティ対策等を行い、個人情報の適切な取扱いに努める。
- ⑥ 当社グループは、「環境マネジメント委員会」を設置し、「環境マニュアル」に基づき、継続的な地球環境保全のための活動を行う。
- ⑦ 当社グループは、「グループ安全衛生委員会」を設置し、グループ内で発生した労災事故の事案を把握し、その対策等を行い、労災事故撲滅に努める。
- ⑧ 当社グループの全ての役員および使用人は、共通の理念である「toho group way」とコンプライアンスの基本原則である「倫理行動規範」を通じてその精神を理解し、一層公正・透明で風通しの良い企業風土の構築に努める。
- ⑨ 当社グループは、反社会的勢力との関係は、法令違反につながるものと認識し、「反社会的勢力排除規程」に基づき、不当要求等に対して毅然と対応するとともに、反社会的勢力との関係を遮断する体制の整備に努める。
- ⑩ 当社グループは、コンプライアンスに関する相談や不正行為等の通報のため、社内の窓口と社外の弁護士を直接の情報受領者とする外部窓口を設置し、通報者の保護を徹底した内部通報制度を運用する。
- ⑪ 当社は、社長直轄の監査室を設置して、監査室が、定期的実施する内部監査を通じて、当社グループの業務実施状況の実態を把握し、全ての業務が法令、定款および社内諸規程に準拠して適法・適正かつ合理的に行われているか、また、当社グループの制度・組織・諸規程が適法・適正であるかを公正不偏に調査・検証することにより、会社財産の保全ならびに経営効率の向上に努める。
- (3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社は、取締役会をはじめとする重要な会議の意思決定に係る記録や、各取締役が社内諸規程に基づいて決裁した文書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、法令および社内諸規程に基づき、定められた期間保存する。
- (4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ① 当社グループは、全社横断的な委員会組織として「内部統制マネジメント委員会」を設置し、「グループ内部統制規程」に基づき、当社グループ全体のリスクについて統括管理を行うとともに、子会社の社長を内部統制責任者として任命し、各子会社はリスクマネジメントを行う。また、有事には当社の社長を対策本部長とする緊急対策本部を設け、危機管理にあたる。
- ② 通常のリスク管理だけでは対処できないような危機・大規模災害が発生する事態に備え、最適な管理体制を整備する。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループは、環境変化に対応した会社全体の将来ビジョンと目標を定めるため、中期経営計画および単年度の経営計画を策定する。経営計画達成のため、取締役の職務権限と担当業務を明確にし、職務執行の効率化を図る。
- ② 当社は、社長以下取締役、常勤監査役、主要子会社の社長をメンバーとする経営戦略会議を設け、定期的に行われ、経営全般に関する方針、計画策定等の絞り込んだテーマについて、十分に審議する。取締役会の決議を要する重要事項については、毎月1回開催する定例の取締役会および臨時取締役会にて決定し、併せて取締役の職務執行状況の監督等を行う。
- ③ 当社は、子会社との各種連絡・協議を行うため、適宜、関係会社個別検討会を開催し、当社の取締役、監査役および子会社の取締役等が必要に応じてその会議に参加することにより、経営の効率化を確保する。

(6) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社は、子会社の業務の適正を確保するため、グループ戦略部を設置し、適切な経営管理を行う。
- ② 当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社に対し、重要事項の承認について必要な手続きおよび報告事項について報告を求める。

(7) 監査役による監査が効率的に行われるための体制

- ① 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項
当社は、監査役の職務を補助する使用人を監査室に置く。
- ② 前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項
当該使用者の任命、解任、評価、人事異動については、監査役会の同意を得たうえで決定することとし、取締役からの独立性を確保する。
- ③ 前2項の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
当該使用者に対する指揮命令は監査役が行う。
- ④ 取締役および使用人による監査役への報告に関する体制
 - (i) 当社グループの取締役および使用人は、法令に従い、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときまたは不正事故等が発生したときは直ちに当社監査役に報告する。
 - (ii) 当社において、常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、経営戦略会議等の重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧することとする。
 - (iii) 上記にかかわらず、当社監査役は、必要に応じていつでも、当社グループの取締役および使用人に対して報告を求め、重要と思われる会議に出席し、また、書類の提示を求めることができるものとする。

- ⑤ 監査役へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役および使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの取締役および使用人に周知徹底する。
- ⑥ 監査役職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
当社監査役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でない認められた場合を除き、速やかに当該費用等の処理を行う。
- ⑦ その他監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制
(i) 当社の監査室は、内部監査の計画および結果の報告を、当社監査役に対して定期的および必要に応じて臨時に行って相互の連携を図ることとする。
(ii) 当社監査役は、会計監査人の会計監査に積極的に立会うことにより連携を図ることとする。
- (8) 財務報告の信頼性を確保するための体制
当社グループは、「財務報告に係る内部統制委員会」を設置し、財務報告に関する内部統制の整備・運用を行い、財務報告の信頼性を確保する。

当社の運用状況

当連結会計年度においては、内部統制システム構築の基本方針に基づき、以下の具体的な取り組みを行いました。

(1) 内部統制システム全般

当社は、グループ全体における内部統制システムの整備・運用状況を点検し、改善を図るため、代表取締役社長を委員長とする内部統制マネジメント委員会を設置しております。本委員会は、内部統制システム運用のグループ全体俯瞰を行うとともに、リスクマネジメントに重点を置き、課題の抽出と改善を行っております。

なお、本委員会は当連結会計年度に6回開催いたしました。

(2) コンプライアンス

当社グループは、経営方針に「コンプライアンスと適時情報開示」を掲げており、コンプライアンスへの理解と高い倫理観に基づいた企業活動を行うため、当社グループの良き伝統・理念を集約した行動準則としての「[toho group way]」、全てのステークホルダーと適切な協働に努めるための「倫理行動規範」を制定し、朝礼等で読み合わせを実施するなどの教育・研修を継続的に行っております。

当社グループの内部通報制度は、社内の窓口としてコンプライアンス室と労働組合、社外の窓口として外部の弁護士を直接の情報受領者とする窓口を設置しており、内部通報制度を全従業員に周知しております。通報内容については、迅速に事実調査を実施しており、再発防止策を検討し、速やかに実施しております。

反社会的勢力対策として、グループ各社で新規取引先等の反社会的勢力調査を行い、反社会的勢力との関わりを防止しております。また、兵庫県企業防衛対策協議会に参加し、管轄警察署との連携を深めております。

(3) リスク管理

内部統制マネジメント委員会では、あらかじめ具体的なリスクを収集・分類し、重要リスクを特定、一元的に管理しております。また、そのリスクが顕在化した場合、適切な対応を行い、会社損失を最小化するための施策に取り組んでおります。

更に、品質管理、個人情報管理、環境管理、交通安全、安全衛生に関する各リスクは、グループ横断的な組織として各委員会を設置し、適切な対応を行っております。

(4) 内部監査

監査室は、内部監査計画に基づき、次の内部監査を実施し、取締役会および監査役会に報告を行いました。

- ① 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性評価
- ② 当社および子会社における業務の適正性、法令遵守状況

(5) 取締役の職務の執行

取締役会は、社外取締役4名を含む取締役8名で構成され、原則として毎月1回、必要に応じ臨時取締役会を開催し、法令で定められた事項や経営に関する重要事項を決定するとともに、職務執行の状況を監督しております。また、当社では、効率的な業務執行を行うため、経営に係る重要な意思決定は経営戦略会議による審議を経て取締役会に付議しております。

また、グループ会社の取締役会決議事項については、一定の基準を設け、当社の取締役会および経営戦略会議承認事項として、経営管理を行っております。

当連結会計年度の主な会議の開催状況は、以下のとおりです。

取締役会は19回（書面決議を含まない）、経営戦略会議は12回開催し、各議案についての審議、職務執行の状況等の監督を行っております。

(6) 監査役の職務の執行

監査役は取締役会に出席するほか、常勤監査役は毎月開催の経営戦略会議および内部統制マネジメント委員会の出席を通じて、内部統制の整備、運用状況を確認しております。また、グループ各社の取締役等との意見交換、監査室・会計監査人・子会社監査役等と連携して監査を実施しております。

当連結会計年度に監査役会は14回開催いたしました。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

配当政策については、事業活動を安定的に継続する上で維持すべき適正な資本構成を勘案し、ROEを向上させる方向で決定したいと考えております。

具体的配当方針は、ネットD/Eレシオ（純有利子負債／純資産）が0.7～0.9倍程度を現状での適正な資本構成と考え、ネットD/Eレシオがその範囲で推移する状況において、当面配当性向40%程度を維持したいと考えております。

また、当社は従来から安定配当を実施しており、1株当たり当期純利益に連動した利益連動型配当は行っておりません。従って、提示している配当性向は中期的に達成するものであり、一時的な利益の変動や資金の流出を伴わない特別損失などに影響されません。

2023年1月期の親会社株主に帰属する当期純利益は10億6百万円を計上でき、今期末の剰余金の配当を1株当たり25円といたします。

連結貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
現金及び預金	支払手形及び買掛金
受取手形、売掛金及び契約資産	短期借入金
棚卸資産	未払法人税等
その他	賞与引当金
貸倒引当金	製品保証引当金
	事業整理損失引当金
	その他
固定資産	固定負債
有形固定資産	長期借入金
建物及び構築物	繰延税金負債
機械装置及び運搬具	資産除去債務
工具、器具及び備品	退職給付に係る負債
土地	リース債務
建設仮勘定	その他
リース資産	
無形固定資産	負債合計
のれん	
ソフトウェア	
その他	
投資その他の資産	純 資 産 の 部
投資有価証券	株主資本
敷金	資本金
繰延税金資産	資本剰余金
退職給付に係る資産	利益剰余金
その他	自己株式
貸倒引当金	その他の包括利益累計額
	その他有価証券評価差額金
	繰延ヘッジ損益
	為替換算調整勘定
	退職給付に係る調整累計額
	非支配株主持分
資産合計	純資産合計
	負債・純資産合計

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		215,572
売上原価		172,422
売上総利益		43,150
販売費及び一般管理費		39,500
営業利益		3,649
営業外収益		
受取利息	4	
受取配当金	26	
為替差益	72	
雇用調整助成金	121	
その他	188	413
営業外費用		
支払利息	128	
持分法による投資損失	9	
その他	47	186
経常利益		3,877
特別利益		
固定資産売却益	13	
投資有価証券売却益	1	15
特別損失		
固定資産除却損	100	
店舗閉鎖損失	32	
減損損失	1,471	
事業整理損失引当金繰入額	1,543	
投資有価証券売却損	31	
投資有価証券評価損	10	3,190
税金等調整前当期純利益		702
法人税、住民税及び事業税	1,376	
法人税等調整額	△1,706	△329
当期純利益		1,031
非支配株主に帰属する当期純利益		24
親会社株主に帰属する当期純利益		1,006

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2023年1月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	負 債 の 部
流動資産	流動負債
現金及び預金	買掛金
売掛金	関係会社買掛金
関係会社売掛金	短期借入金
商品及び製品	1年内返済予定の長期借入金
原材料及び貯蔵品	未払金
前払費用	未払費用
関係会社短期貸付金	未払法人税等
その他	預り金
	賞与引当金
	事業整理損失引当金
	その他
固定資産	固定負債
有形固定資産	長期借入金
建物	退職給付引当金
構築物	資産除去債務
機械及び装置	その他
車両運搬具	
工具、器具及び備品	
土地	
無形固定資産	負債合計
ソフトウェア	
電話加入権	
その他	
投資その他の資産	純 資 産 の 部
投資有価証券	株主資本
関係会社株式	資本金
関係会社長期貸付金	資本剰余金
敷金	資本準備金
繰延税金資産	利益剰余金
その他	利益準備金
貸倒引当金	その他利益剰余金
	配当準備積立金
	固定資産圧縮積立金
	別途積立金
	繰越利益剰余金
	自己株式
	評価・換算差額等
	その他有価証券評価差額金
資産合計	純資産合計
	負債・純資産合計

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年2月1日から
2023年1月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	額
売上高		28,998
営業収益		1,611
売上高及び営業収益合計		30,609
売上原価		28,318
売上総利益		2,291
販売費及び一般管理費		2,033
営業利益		258
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	944	
為替差益	32	
その他	32	1,034
営業外費用		
支払利息	91	
貸倒引当金繰入額	374	
その他	22	489
経常利益		803
特別利益		
投資有価証券売却益	1	1
特別損失		
関係会社株式売却損	112	
関係会社株式評価損	2,324	
減損損失	33	
事業整理損失引当金繰入額	3,120	5,590
税引前当期純損失		4,785
法人税、住民税及び事業税	6	
法人税等調整額	△1,346	△1,340
当期純損失		3,444

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

「」参考

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2023年3月6日

株式会社トーホー
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝 田 潔
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 水 山 雅 稔

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社トーホーの2022年2月1日から2023年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社トーホー及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

2023年3月6日

株式会社トーホー
取締役会 御中

協立神明監査法人

大阪事務所

代表社員 公認会計士 朝田 潔
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 水山 雅稔

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社トーホーの2022年2月1日から2023年1月31日までの第70期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提下に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。

虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年2月1日から2023年1月31日までの第70期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画、職務の分担等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて事業の報告を求めるとともに、その業務及び財産の状況を調査いたしました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、経理部門責任者及び協立神明監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協立神明監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年3月7日

株式会社トーホー 監査役会

常勤監査役	奥村卓哉 ㊟
常勤監査役（社外監査役）	中島亨 ㊟
社外監査役	内海陽子 ㊟
社外監査役	中川一之 ㊟

以上

TOPICS

第70期の主な取り組み(2022年2月1日～2023年1月31日)

2022年

2月 1日	第8次中期経営計画「SHIFT UP 2023」2年目スタート
3月 2日	toho coffeeの5つの製品で「エコレールマーク」商品認定を取得
9日	「健康経営優良法人2022～ホワイト500～」4年連続で認定取得
4月 4日	東証プライム市場へ移行
15日	A-プライスオンラインショップが「PayPayモール」(現Yahoo!ショッピング)に出店
19日	第69回定時株主総会開催
5月 20日	フランチャイズ1号店のA-プライス名古屋店オープン
6月 1日	toho Order Pro(TOP)の機能強化
6日	トーホービジネスサービスがJFS規格(フードサービス)セクターGで初の適合証明書を発行
7月 7日	A-プライス宇部店改装オープン
8月 1日	第12回「トーホーグループ子ども参観日」を動画配信で開催(～8月31日)
9月 1日	グループ内の各店舗でQR・バーコード決済導入開始
8日	A-プライス唐津店改装オープン
12日	機関投資家向け決算説明会を初のオンラインライブ配信

10月 7日	神戸市内の小学校3校でオンライン社会科見学を実施(～10月21日)
31日	「トーホーグループ統合報告書2022」発刊(Web版)
11月 1日	トーホーストアの株式譲渡に関する基本合意書を締結
10日	A-プライス浦添店改装オープン
17日	こまつや卸団地店改装オープン
19日	エフ・エム・アイが著名シェフを招いた子ども料理教室を実施
28日	株主優待内容を一部変更し、コーヒーのみのコースを追加
12月 19日	サステナビリティ委員会を設置
22日	社会貢献型株主優待制度などで神戸市の子ども食堂へ食品を寄贈
2023年	
1月 5日	自社ブランド商品初のプラントベースフード「EAST BEEプラントベースハンバーグ」を発売

株主優待内容を一部変更し、選択肢を拡充

株主様のご支援に感謝するとともに、当社グループの事業をより一層ご理解いただくことを目的に実施している株主優待制度において、寄せられたご要望などを踏まえ、2023年分から内容の一部を変更いたします。具体的には、所有期間が1年以上の株主様が対象のDコース(商品のみ)に、新たにトーホーコーヒーセレクト商品(雪・虹)を追加いたします。70年以上の歴史をもつ自慢の自社焙煎コーヒーの詰め合わせとなりますので、ぜひお試しください。



オリジナル受発注システム「toho Order Pro (TOP)」の機能強化

2015年に独自開発し、トーホーフードサービスを中心とするディストリビューター事業の顧客約1万軒にご利用いただいているWeb受発注システム「TOP」に、新機能を搭載いたしました。従前は取引実績に基づいた発注システムでしたが、顧客が拠点在庫を直接閲覧してオーダーできる仕様となり、さらに新発売やオススメ商品といったカテゴリー検索も可能となりました。デジタル化の推進によりお客様の利便性向上に繋がったことに加え、新機能を活用した受注も増え、売上拡大にも貢献しております。



自社ブランド商品初のプラントベースフードとして「EAST BEE プラントベースハンバーグ」を発売

2023年1月、プライベートブランド「EAST BEE」シリーズ初となる動物性原材料不使用のプラントベースフード「EAST BEE プラントベースハンバーグ」を発売いたしました。代替肉市場はSDGsや健康意識の高まりから世界的に需要が増し、国内でもさまざまなタイプのプラントベースフードが上市しております。そのなかで当社は“馴染み深いハンバーグ”をテーマとして、五感に訴えるアプローチを重視し、味・香り・食感にこだわり、プロの料理人に自信を持ってオススメできる商品に仕上げました。



「サステナビリティ委員会」を設置

当社は、サステナビリティ方針のもと、経営理念である「食を通して社会に貢献する」ことを継続実施し、より一層社会から信頼され、必要とされる企業グループを目指し、中長期的な企業価値の向上につなげていくことを目的に、「サステナビリティ委員会」を設置しました。サステナビリティ方針に基づいた経営計画(戦略)や重要課題(マテリアリティ)の特定、取り組みの推進とモニタリングを行い、定期的に取り締役に報告・提言を行っていきます。

トーホーグループの社会貢献活動

～社会から信頼され、必要とされる会社を目指して～

■ 株主優待制度などを利用して神戸市内の子ども食堂へ食品を寄贈

当社は、2022年12月に社会貢献活動の一環として社会福祉向上のため、「社会貢献型株主優待制度」および「プルタブ回収」を活用し、EAST BEEお子さまカレー2,160食分と兵庫県産米600kgを本社所在地である神戸市を通じて市内の子ども食堂へ寄贈いたしました。今回も多くの株主様からご協力いただき、寄贈することができました。誠にありがとうございました。



※EAST BEE(イーストビー)は、業務用食品卸のトーホーグループのプライベートブランドです。今回、寄贈したお子さまカレーは、5種の緑黄色野菜を使用するとともに、法定アレルゲン28品目の原料は不使用です。また、お子さまが好む具材の大きさや固さ、喫食時間の長さを考慮し冷めてもおいしい仕様などの特長があり、数多くの飲食店でご採用いただいています。

■ オンラインを活用し、「リモート社会科見学」を実施

2022年秋に神戸市内の小学校3校計11クラス約320人の子どもたちを対象に、学校の教室にしながら社会科見学の体験ができる「リモート社会科見学」を3年連続で実施いたしました。トーホースタアの社内内容が分かる動画を視聴した後、「zoom」などWeb会議ツールを用いて店長との質問タイムを設けました。疑問に思ったことを元気よく質問し店長が回答すると一生懸命にメモを取る様子や驚く様子も見られるなど、楽しく学習できた授業となりました。

■ FMIが著名シェフを招いた子ども料理教室を実施



業務用調理機器を扱うエフ・エム・アイ(FMI)は、東京を中心に母子家庭の生活支援事業を行うNPO法人リトルワンズに賛同し、初の試みとしてシェフによる子ども向け料理教室を共同開催いたしました。イベントでは、FMIのフードマシンを活用し、世界一のピッツァ職人であるサルバトーレ・クオモシェフのピザ作り体験、ONODERA GROUPグループエグゼクティブシェフの杉浦仁志シェフによる食の知識を交えながらの魔法の時短料理講習などを行いました。

株主優待

当社は、株主様のご支援に感謝するとともに、当社グループの事業をより一層ご理解いただくことを目的に、株主優待制度を実施しております。

「所有株式数」及び「所有期間」に応じて、下記の①～④コースから1点をお選びいただけます。

基準日	1月31日(贈呈時期6月下旬頃)		
対象株主様	「所有株式数が100株以上200株未満」の株主様、または「200株以上」かつ「所有期間が1年未満」の株主様		
優待品コース	「所有株式数が200株以上400株未満」かつ「所有期間が1年以上」の株主様	「所有株式数が400株以上」かつ「所有期間が1年以上」の株主様	
①コース 社会貢献への寄付	寄付金額 1,000円	寄付金額 2,000円	寄付金額 4,000円
②コース お買物割引券のみ	お買物割引券 100円 × 50枚	お買物割引券 100円 × 200枚	お買物割引券 100円 × 400枚
③コース お買物割引券 + 商品	—	お買物割引券 100円 × 100枚 + トータルセレクト商品	お買物割引券 100円 × 200枚 + トータルセレクト商品
④コース 商品のみ	—	トータルセレクト商品	トータルセレクト商品

(注)1.「所有期間が1年以上」の株主様とは、同じ株主番号で基準日(1月31日)とその前年の7月31日、1月31日の株主名簿に連続して3回以上、記載または記録されている株主様となります。

2.優待品コースの選択方法及びトータルセレクト商品の内容は、毎年3月下旬から4月上旬頃を目途に郵送にて、返信用ハガキとともにご案内いたします。

※詳しくは当社ホームページをご確認ください。(https://www.to-ho.co.jp)

※株主優待制度について、ご不明な点がございましたら㈱トータル コーポレート・コミュニケーション部までお問い合わせください。(TEL.078-845-2523)

株主メモ

事業年度	毎年2月1日より翌年1月31日まで
定時株主総会	毎年4月
期末配当金 受領株主確定日	毎年1月31日
中間配当金 受領株主確定日	毎年7月31日
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
特別口座の 口座管理機関	東京都千代田区丸の内一丁目4番1号 三井住友信託銀行株式会社
郵便物送付先 (電話照会先)	〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部 TEL. 0120-782-031(フリーダイヤル) 受付時間 午前9時～午後5時(土日休日を除く) 取次事務は三井住友信託銀行株式会社の 本店及び全国各支店で行っております。

電子公告により行います。
公告掲載
URL: https://www.to-ho.co.jp
ただし、電子公告による公告をすることができない場合は日本経済新聞に掲載します。

お知らせ

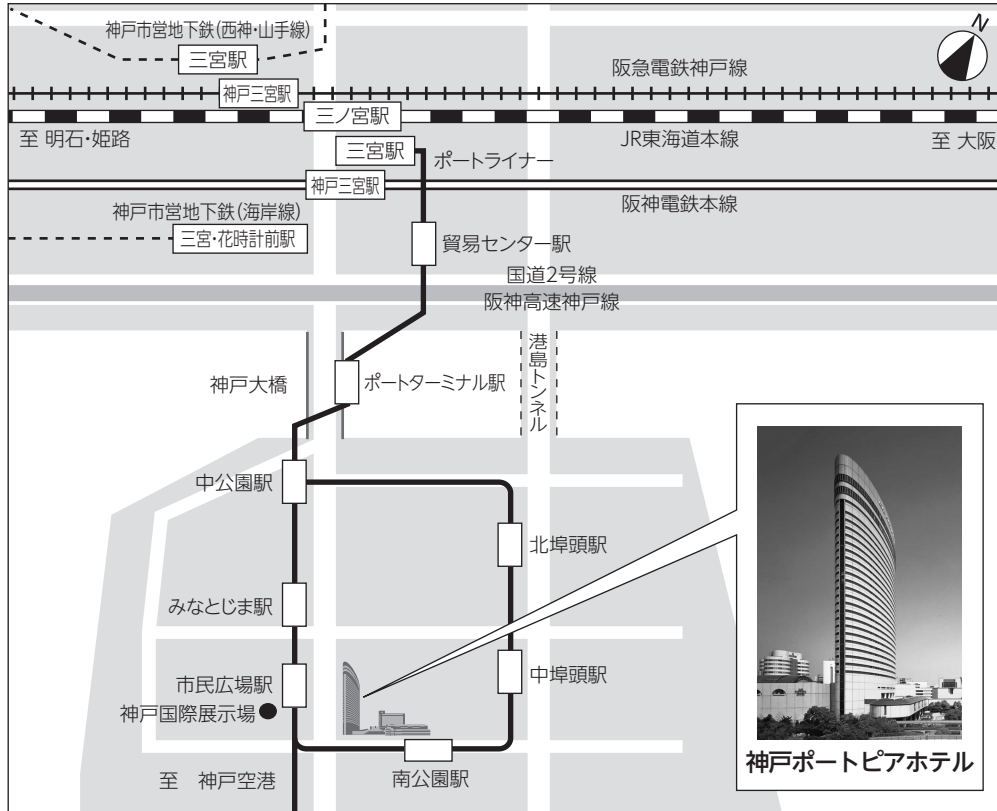
特別口座に関する手続き書類につきましては、
三井住友信託銀行株式会社のウェブサイトでご請求いただけます。
https://www.smtb.jp/personal/procedure/agency/

株主総会会場ご案内略図

会場

神戸ポートピアホテル本館地下1階「偕楽の間」

神戸市中央区港島中町6丁目10番地1 電話 (078) 302-1111



交通

- 神戸新交通 ポートアイランド線 (ポートライナー)
「三宮駅」から「市民広場駅」まで約10分
「市民広場駅」から徒歩約5分

※シャトルバスのご案内

JR三ノ宮駅南側「ミント神戸1階 (三宮バスターミナル)」から神戸ポートピアホテル行きシャトルバスが運行されています。

株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はありません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。